

議案第 6 1 号

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 6 年 8 月 2 6 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和
43年三田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第2条第5項中「並びに児童扶養手当法第4条第2項第2号ただし書及び第
3項第2号ただし書」を削る。

付 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。